【国保】

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容について的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成１７年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成２３年３月

【国保】

F-253 アコチアミド塩酸塩水和物錠の算定について

《令和 6 年 6 月 6 日新規》

○ 取扱い

1　次の傷病名が併存する場合の機能性ディスペプシアに対するプロトンポンプ・インヒビター（タケプロンカプセル等）とアコチアミド塩酸塩水和物錠（アコファイド錠）の併用投与は、原則として認められる。

⑴　胃十二指腸潰瘍瘢痕

⑵　逆流性食道炎

2　次の傷病名が併存する場合の機能性ディスペプシアに対する H2 ブロッカーとアコチアミド塩酸塩水和物錠（アコファイド錠）の併用投与は、原則として認められる。

⑴　胃十二指腸潰瘍瘢痕

⑵　逆流性食道炎

⑶　慢性胃炎

○ 取扱いの根拠

アコチアミド塩酸塩水和物錠（アコファイド錠）の添付文書の効能・効果は「機能性ディスペプシアにおける食後膨満感、上腹部膨満感、早期満腹感」である。

機能性ディスペプシア（以下、「FD」という。）は「症状の原因となる器質的、全身性、代謝性疾患がないのにもかかわらず、慢性的に心窩部痛や胃もたれなどの心窩部を中心とする腹部症状を呈する疾患」※と定義され、プロトンポンプ・インヒビターや H2 ブロッカーも FD と同様の症状改善に有効とされている。

胃十二指腸潰瘍瘢痕は、潰瘍が治癒し瘢痕化した状態であるが、慢性的に胃もたれや腹部膨満などの腹部症状を来すことがあり、当該医薬品が併用投与される。

逆流性食道炎は、胃酸など胃内容物の食道への逆流による症状（胸やけ、呑酸）を呈し、FD とは別疾患とされたが、関連学会において FD との併存及び合併がよくみられると報告されている。したがって、プロトンポンプ・インヒビターや H2 ブロッカーと当該医薬品の併用投与は有用であると考えられる。

慢性胃炎は「慢性的な胃粘膜の組織学的炎症」※との定義により、FD とは異なる病態とされるが、FD と同様の症状を呈すること、また一般臨床で胃粘膜病変を呈しないような慢性胃炎に FD が含まれていることから、H2 ブロッカーが併用投与される。

以上のことから、1 傷病名⑴⑵が併存する場合の FD に対するプロトンポンプ・インヒビター（タケプロンカプセル等）と FD 治療剤・アコチアミド塩酸塩水和物錠（アコファイド錠）の併用投与は、原則として認められる、2 傷病名⑴から⑶が併存する場合の FD に対する H2 ブロッカーと FD 治療剤・アコチアミド塩酸塩水和物錠（アコファイド錠）の併用投与は、原則として認められると判断した。

（※）機能性消化管疾患診療ガイドライン 2021－機能性ディスペプシア（FD）改訂第 2 版（日本消化器病学会）